

所管部課	市民環境部環境対策課		部長	田村 美砂		
件名	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する					
	条例について	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>国は、事業系一般廃棄物処理手数料は処理に係る処理原価相当の料金を徴収することが望ましく、近隣市の料金水準も考慮するべきとしている。また、東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）においても、廃棄物の処理手数料について、処理に要する経費を勘案し、近隣市の動向を踏まえて廃棄物処理に係る費用負担の均衡を図ることとしている。</p> <p>これらの点を踏まえ、更なる廃棄物の減量化と、小平・村山・大和衛生組合の組織市間での処理手数料の均衡を図るため、本条例を改正するものである。</p> <p>(1) 改正点</p> <p>別表第1（第48条関係）中、「委託により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物」の項を「委託により排出する家庭廃棄物」と「委託により排出する事業系一般廃棄物」に分けて、「委託により排出する事業系一般廃棄物」の手数料について、1キログラムにつき25円を40円に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>本改正により、適正な受益者負担が図られる。また、経済的インセンティブを高めることにより、廃棄物処理の優先順位（発生抑制→再使用→再生利用→適正処分）に沿った事業者の行動が促進される。</p> <p>また、組織市間での手数料の均衡について改善が図られる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年3月 東大和市廃棄物減量等推進審議会へ諮問済み</p> <p>令和3年4月 東大和市廃棄物減量等推進審議会から答申済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和4年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。